

第2章 指定・任意の運用

- | | |
|---------------------------|-------|
| 2-1 「ものを造る」視点から「ものを買う」視点へ | P 2-1 |
| 2-2 指定・任意の正しい運用について | P 2-1 |

第2章 指定・任意の運用

2-1 「ものを造る」視点から「ものを買う」視点へ

昭和20年代まで、国や地方公共団体等の行う公共工事は、直営工事が一般的で、自ら作業員を雇用し必要な資材を購入するなどして施工に当たっており、その工事に要する費用も現地において実際に必要となる労働力、資材、機械の調達から施工までに必要なものを逐一積み上げる方式を用いて算定していた。昭和30年代に請負工事が一般化した。受注者の施工形態はそれまで国、地方公共団体が行っていたものとほぼ同様であったため、直営工事時代の考え方をそのまま踏襲している。その後、積算のための基準類の統一・必要な改定などが適宜なされてきたが、現時点の積算手法等は基本的には直営時代の「ものを造る」視点に立脚したものになっている。

今後、受注者の施工形態の変化やそれに伴う施工費の実勢価格の反映、発注者・受注者の役割と責任の一層の明確化を踏まえ、公共工事発注機関の役割として「ものを造る」視点から「ものを買う」視点への転換が必要である。

良いものを買うための注文書（契約図書）の作成技術の確立

長年にわたり発注者・受注者間の信頼関係に依存して公共工事が実施されてきており、受注者も良い品質の工事を行おうとする努力が見られ、その結果、契約図書の中に発注者の要求する工事目的物の仕様が明示しきれていない面があることも事実である。しかし、発注者・受注者の役割と責任を一層明確にする必要があり、発注者は契約図書によって受注者に求める内容を明解に伝えることが重要である。

2-2 指定・任意の正しい運用について（平成9年12月1日付土企号外から）

1. 指定と任意の定義について

指定と任意については、工事請負契約書第1条（総則）第3項に基本的なことが記載してある。

第1条第3項 仮設、施行方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

↓

任意

↓

指定

- ・指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならないものである。（設計変更の対象となる。）
- ・任意とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行うことができるものである。（設計変更の対象とならない。）

※なお、入札契約制度の契約後VEにおいて、指定は対象となるが任意は対象外となる。

また、指定・任意にかかわらず、施工上の条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

◆指定・任意の考え方◆

	指 定	任 意
設計図書	施工方法について具体的に指定します。 (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には指定しません。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すこともある)
施工方法等の変更	発注者の指示又または承諾が必要。	請負者の任意。 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行います。	行いません。
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	行います。	行います。

共通仕様書において、施工計画書の扱いは提出されたものの受理であり承諾行為ではない。(積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない)

2. 契約図書(事項)について(何に基づいて施工するのか。)

契約図書(事項)については、工事請負契約書第1条第1項に記載してある。

第1条第1項 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

3. 設計書等の記載内容を大別すると4項目に分類される

- 1) 工事目的物 ——— 発注者が目的に応じて求める工事物件(位置、形状、材質、品質、規格、寸法等を表示)
(設計変更対象)
- 2) 施工条件 ——— 工事を施工するために必要な諸条件(地質条件、廃棄物処理条件等を表示)
(設計変更対象)
- 3) 仮設、施工方法等(指定) ——— 工事の施工に当たり、法令や規則等に定められていたり、安全性等の点から発注者が特別に定めた方法等
(設計変更対象)
- 4) 仮設、施工方法等(任意) ——— 上記以外で、請負者の責任において自由に施工を行うことができる方法等
(設計変更対象外)

※当初明示した施工条件が変更となった場合、仮設、施工方法等(任意)は設計変更の対象となるか否か!

施工条件の変更に伴う仮設、施工方法等(任意)の変更は、設計変更の対象となる。

例えば、地質条件が土砂から岩に変更となった場合、土工の掘削方法等は任意であるが設計変更の対象と

なる。(バックホウ → ジャンボブレーカー・バックホウ、条件変更による対応)

発注者側の設計書の変更 —↑— ↓— 受注者側は任意施行で良い

ただし、地質条件が変わらず、実際の機械施工が変わっても設計変更の対象とはしない。

(バックホウ → クラムシェル、請負者の自主施工)

4. 設計図書への表示の方法について（指定と任意の表示）

※基本的には設計図書に記載された事項は全て契約事項（指定）となるものと解釈される。

もし、契約事項とすることが不都合な事項については、「参考」である旨を明示する。

1) 設計図書（仕様書等）

設計書の構成は、「設計書表紙」、「特記仕様書」、「設計内訳書」、「一式内訳書」、「単価表」等となっているが、「単価表」以下については請負者の任意の部分が大半を占めていることから、原則として契約図書である設計図書（仕様書等）には添付しない。（設計書の構成は第1章1-3作成要領参照）

ただし、発注者が必要と判断するものについては、「単価表」（金抜き）を参考として別冊で添付することができるものとする。（「参考図書」等の表示をする。）

2) 設計図面

設計図面の構成は、「位置図」、「平面図」、「縦断図」、「横断図」、「構造図」、「一般図」、「詳細図」、「仮設図」等となっているが、「仮設図」等で任意施工に係るものについては、図面に「参考図書」等の表示をして添付する。

なお、「横断図」等において、掘削土量などの計算に用いる「掘削線」及び「数量計算表」は積算上必要な表示であり、凡例等により「参考事項」等の表示をする。ただし、土工が本体工事となるものについては、掘削線が計画地盤高となり工事目的物の表示となる。

3) 数量計算書

数量計算書は工事目的物を造るために図面等の寸法から計算された結果であり、積算及び資材の集計計算値として用いられるもので、「参考図書」の表示をする。（契約上出来形管理すべき数量は、仕様書に明示されているもの→積算大系のレベル4の数量である）

※基本的に、仮設、施行方法等について設計図書に記載すれば「指定」となり、設計図書に記載しなければ「任意」（但し、「参考」として記載可能）の取り扱いとなる。

本来、仮設、施行方法等は「任意」であるべきであり、「指定」とするものはほとんどないものと思われる。（第三者による条件付きでも、施工条件のみを「指定」すべきである（第三者の同意を得る））

ただし、工事の入札参加業者の技術力や施行能力に応じて、高度な技術工法（特許工法）や構造検討を要する仮設、施行方法等については、発注者の判断により「指定」とすべきものもあると思われる。

5. 会計実地検査上の問題点について

会計実地検査において、標準積算基準に基づき積算した内容と実態が異なっているのではないかと指摘が行われることがあるが、個々の現場で積算基準の適用範囲が合っているのであれば、積算基準と実態の違いがあっても問題になることは原則としてないものと判断される。(会計検査院も了解済み) もし、会計実地検査で問題とするとすれば、積算基準と実態の違いにおいて、実態が施工性、実用性から汎用度の高いもので標準的に使用可能であると判断される場合、個々の積算や実施状況を指摘するのではなく、積算基準そのもののあり方が指摘されることとなる。

※例えば、平成9年度の道路局の会計実地検査におけるアスファルト舗装の特別調書であるが、現在の上層路盤工及び表層工のアスファルト舗装の施工厚さにおいて、工事共通仕様書の基準に対し実態の方が機械性能の向上等によりさらに厚く施工できることを指摘するために調査したものである。このことについては、実態に合った積算基準に見直しするよう求められることとなる。

6. 指定・任意の正しい運用から見た不適切な事例

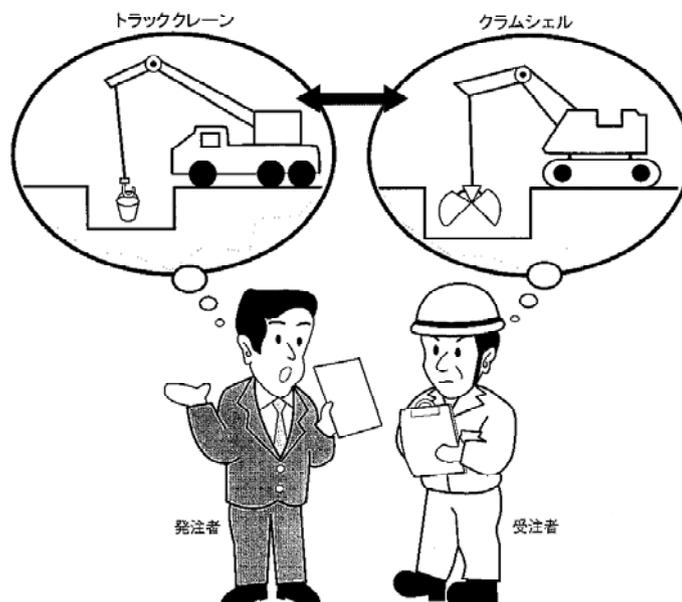
[例－1] 機械の規格選定に関する事例

- 機械土工において、バックホウ（0.35 m³ 級）で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ（0.6 m³ 級）を考えているので、現場にもってくるよう指示した。



【例－2】機械の機種選定に関する事例

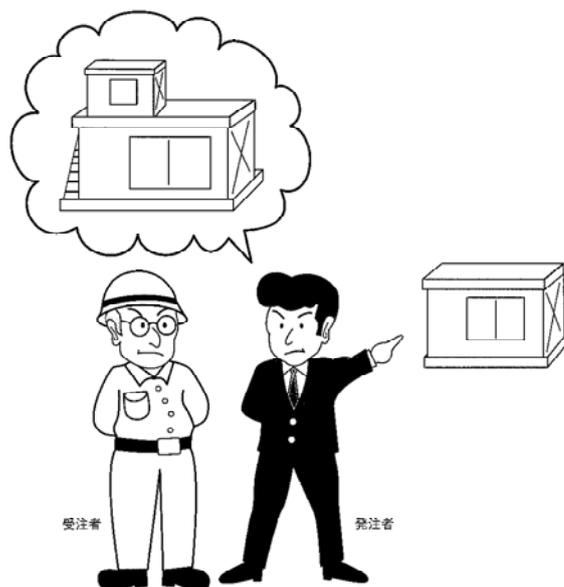
- 切梁下の床堀において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者がクラムシェル（0.6 m 3 級）及びバックホウ（0.4 5 m 3 級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がクラムシェル及び人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。



- 下水道工事における小口径深礎工の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者が油圧式クラムシェル（0.2 5 m 3 級、テレスコピック）と人力の併用によって計画した。発注者が、積算では掘削は人力、揚土はトラッククレーン（5 t 吊り）となっているので、このとおり施工するよう指示した。

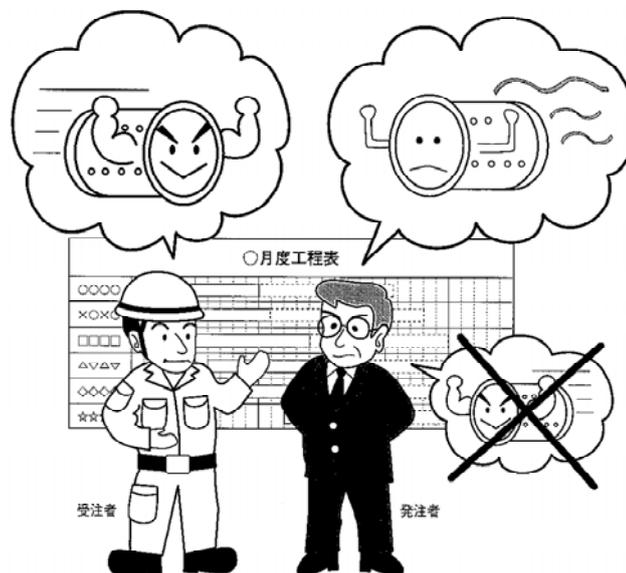
【例－3】仮設備の選定に関する事例

- 都市工事において、受注者が防音ハウス（任意仮設）の検討を行った結果、個々のプラントのスリム化やレイアウトを工夫することによって、発注者が参考図として示していた規模より小さいもので施工可能であった。設計より安くなるという理由で参考図どおりに施工するよう指導した。



[例－４] 施工効率等に関する事例

- シールド工法や推進工事において、受注者企業努力により標準歩掛かりを超えた日進量で施工できた。発注者が積算上の歩掛（日進量）を平均で超えることがないように指示し、日々の進捗を調整しながら施工するよう指導した。または、実際の日進量で減額設計変更をした。



例－４は、企業努力によるものであるが、最近の各受注者による新技術の開発には目まぐるしいものがある。例えば、シールド機械の施工能力が標準以上であったり、シールド工法そのものに替わる効率的な工法が開発されていることがある。この場合、シールドが本設（工事目的物）若しくは第三者による条件でない限り「任意」として発注すべきであり、たまたま条件（稀少機械の調達ができる業者が受注する、特許工法権者が認める業者が受注する等）がそろふことでより安価な工法が実施できる場合でも「任意」として扱うべきである。

いずれの事例においても、発注者が当初計画した設計内容の設計条件を設計図書に明記することが重要であり、この**設計条件が変更となるかどうか**が、設計変更及び監督指導が適切であるかどうかの判断となる。